

特別養護老人ホームの入所者に対して虐待行為が行われている旨の新聞記事が同施設の職員からの情報提供等を端緒として掲載されたことにつき、同施設を設置経営する法人が、複数の目撃供述等が存在していたにもかかわらず、虐待行為はなく上記の情報は虚偽であるとして同職員に対してした損害賠償請求訴訟の提起が、違法な行為とはいえないとされた事例

対象事件：最高裁平20(受)第1427号
 事件名：謝罪広告等請求本訴，慰謝料請求反訴事件
 年月日等：平21.10.23第二小法廷判決
 裁判内容：一部破棄差戻，一部棄却
 弁論終結：平成21年9月18日
 原 審：札幌高裁平19(ネ)第213号
 平20.5.16判決
 原 原 審：札幌地裁平16(ワ)第2097号，平16(ワ)第
 2617号
 平19.6.11判決
 公 刊 物：裁判集民登載予定

【判決要旨】

特別養護老人ホームの入所者に対して虐待行為が行われている旨の新聞記事が同施設の職員からの情報提供等を端緒として掲載されたことにつき、同施設を設置経営する法人が、虐待行為につき複数の目撃供述等が存在していたにもかかわらず、虐待行為はなく上記の情報は虚偽であるとして同職員に対し損害賠償請求訴訟を提起した場合であっても、①虐待行為をしたとされる職員が一貫してこれを否認していたこと、②情報提供者である職員の目撃状況についての報告内容につき同施設の施設長は矛盾点があると感じていたこと、③入所者の身体に暴行のこん跡があったとの確たる記録もなく、後に公表された市の調査結果においても個別の虐待事例については証拠等により特定するには至らなかったとされたことなど判示の事実関係の下においては、同訴訟の提起は違法な行為とはいえない。

【参照条文】

民法709条，民事訴訟法2編1章（訴え）

《解 説》

1 事案の概要

(1) 本件は、特別養護老人ホーム（以下「本件施設」という。）の入所者に対して虐待行為が行われている旨の新聞記事が同施設の介護職員である被上告人らからの情報提供等を端緒として掲載されたことにつき、本件施設を設置経営する社会福祉法人で

ある上告人が、虐待行為につき複数の目撃供述等が存在していたにもかかわらず、虐待行為はなく上記の情報は虚偽であるとして被上告人らに対し提起した損害賠償請求訴訟が不当訴訟として違法な行為になるかどうか問題となった事案である。

(2) 事実関係の概要は次のとおりである。

本件施設は、職員の入所者に対する虐待行為の疑いがあるとして、平成16年6月に札幌市の立入調査を受けた。これを受けて、本件施設においても、虐待行為の有無について調査したところ、本件施設の施設長は、介護職員であるAの入所者に対する暴行を指摘する、複数人からの目撃供述等を得た。当の職員Aは、虐待の事実を一貫して全面的に否定していたが、上記施設長は、それ以上に、目撃供述等の内容を指摘するなどして、具体的に職員Aからの弁解を聞くことはなかった。結局、上記施設長は、入所者の身体に暴行のこん跡があったとの確たる記録がなかったことから、虐待の事実はないと確信し、同年10月、上告人は本訴を提起した。これに対して、被上告人らは、本訴の提起が不当訴訟である上に、上告人の被用者からも罵倒・暴言等の数々の嫌がらせ行為を受けたとして、慰謝料各100万円の支払を求める反訴を提起した。なお、後に公表された前記の札幌市の立入調査等の結果では、個別の虐待事例については、行為者やその行為を証拠等により特定するには至らなかったとされた。

(3) 第1審、原審ともに、本件施設での職員A等による虐待行為の存在を認定して、本訴請求は棄却すべきものとした。

反訴請求については、第1審は、嫌がらせ行為とされたものの存在は認定したが、未だ受忍限度の範囲内であるとし、本訴の提起も不法行為とはいえないとして、被上告人らの請求を棄却した。しかし、原審は、上記嫌がらせ行為の存在を認めた上で、これが不法行為に当たると判断するとともに、上告人は、職員Aからのより詳しい事情聴取等当然行うべき調査を行わないまま、虐待に関する複数の供述等を合理的な根拠もなく虚偽と決め付けて、本訴の提

起に及んでおり、本訴は、権利の存在につきわずかな調査をしさえすれば理由のないことを知り得たにもかかわらずこれを怠って提起されたものということができるから不法行為に当たる、とした上で、上告人による本訴の提起は、上記の嫌がらせ行為と一体として不法行為を構成することを前提に、反訴請求を全部認容すべきものとした。

(4) これに対して、上告人が上告受理申立てをした。なお、本訴を提起したことが不法行為に当たるとした判断の法令違反をいう部分以外の論旨はすべて、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されている。

2 本判決の概要

本判決は、本件施設の施設長が職員Aから虐待の事実を全面的に否定する供述を得、暴行を目撃したとする被上告人同席の下で、職員Aに事実の有無を確認するなどしたが、その供述は一貫してこれを否認するものであったこと、上記施設長は、上記被上告人の目撃状況についての報告内容につき矛盾点があると感じていたこと、本件施設の入所者の身体に暴行のこん跡があったとの確たる記録もなく、後に公表された札幌市の調査結果においても、個別の虐待事例については証拠等により特定するには至らなかったとされたことからすれば、上告人が、特段の根拠もないまま入所者に対する虐待がなかったものと思ひ込んだということではできず、その主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて本訴を提起したとまでは認められないから、上告人の本訴の提起は、いまだ裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、被上告人らに対する違法な行為とはいえない、として、反訴請求に関する部分につき原判決を破棄し、不法行為とされた前記嫌がらせ行為に係る被上告人らの慰謝料の額につき改めて審理させるため、同部分を原審に差し戻したものである。なお、本訴請求に関する部分については、前記のとおり上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、上告が棄却されている。

3 説明

(1) 訴えの提起が不法行為を構成するか否かを判断するに当たっては、裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされる、との観点から、訴えの提起が不法行為となるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られると解するのが最高裁の先例である。最三小

判昭63.1.26民集42巻1号1頁、判タ671号119頁は、そのリーディングケースであり、後に、最一小判平11.4.22裁判集民193号85頁、判タ1006号141頁においても、その旨、踏襲されている。本判決も、これらの判断手法に従うものである。

(2) 原判決は、職員Aの虐待の事実を否定する趣旨の供述は簡略なものにすぎなかったところ、本件施設の施設長は、職員Aの入所者に対する暴行を指摘する、複数人からの目撃供述等を得ていたにもかかわらず、その内容を指摘するなどして、具体的に職員Aからの弁解を聞くことがなかったことを重視し、同人からのより詳しい事情聴取等わずかな調査をしさえしていれば、請求に理由のないことを知り得たといえるから、本訴の提起は裁判を受ける権利の正当な行使とはいえないとしたものである。これに対して、本判決は、提訴者が、関係者等から事情聴取を行うなど、それなりの調査を行っており、また、客観的な物証にも乏しかったなど前記の事情があることを指摘し、上告人が特段の根拠もないまま入所者に対する虐待行為がなかったものと思ひ込んだとはいえないとして、本訴の提起は、いまだ裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、被上告人らに対する違法な行為とはいえないと判断したものである。本判決において指摘された事情を勘案すれば、本訴の提起が不当訴訟には当たらないとした判断は相当であろう。原審の判断は、提訴者に高度の調査、検討義務を課すものであって、裁判制度の自由な利用の確保という観点からは、疑問があるものといわざるを得ない。

(3) なお、本件では、本訴の提起は、被上告人らに対する計画的な嫌がらせ行為として組織的に行われたものとまではいえない旨、原審において認定・判断されており、上告審においてもこれが前提とされている。訴訟の前提となる権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を全く欠くものではなかったとしても、提訴者に害意や嫌がらせなどの不当な目的があった場合には、なお、これが裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして、不法行為に当たるか否かを検討する余地があるものと思われる（加藤新太郎『弁護士役割論〔新版〕』187頁参照）が、本件は、そのような事案ではないことが暗に示唆されているものと思われる。

また、本判決は、報道により信用又は名誉が損なわれたとして救済を求める場合、訴えの提起は、紛争解決のための数少ない手段の一つである旨も説示しているが、そのような事案においても、訴えの提起が不法行為を構成するか否かを判断するに当たっては、「上記のとおり、慎重な配慮をもって臨むべきである」と結んでいることに照らせば、別段、新たな判断枠組みを設定する趣旨ではなく、従来の枠組みを踏襲するものであり、上記の説示は、本件が、

報道により信用又は名誉が損なわれた事案であることを示すにとどまるものと思われる。

(4) 本判決は、以上のように事例判決ではあるが、訴えの提起が不法行為に当たらないとされた事例を提供するものであって、実務の参考になるものと思われる。(関係人仮名)

上告人	社会福祉法人甲
同代表者理事	A
同訴訟代理人弁護士	前田尚一
被上告人	B
	外1名
上記両名訴訟代理人弁護士	川村俊紀
同訴訟復代理人弁護士	森一郎

主 文

1 原判決中、被上告人らの反訴請求に関する部分を破棄する。

2 前項の部分につき、本件を札幌高等裁判所に差し戻す。

3 上告人のその余の上告を棄却する。

4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人前田尚一の上告受理申立て理由第3の1について

1 上告人の本訴請求は、被上告人らが情報提供して新聞に掲載された記事により上告人の信用及び名誉が損なわれたとして、損害賠償を求めるものである。

被上告人らの反訴請求は、上告人の被用者が上記情報提供等をした被上告人らに対し数々の嫌がらせ行為をした上に上告人が上記のような本訴を提起したことが不法行為に当たるとして、損害賠償を求めるものである。

論旨は、反訴請求に関する原審の判断のうち、本訴を提起したことが不法行為に当たるとした判断の法令違反をいう。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、特別養護老人ホーム「乙」(以下「本件施設」という。)を設置・経営する社会福祉法人であり、被上告人らは、平成16年当時、本件施設に勤務していた介護職員である。

(2) 本件施設は、職員の入所者に対する虐待行為の疑いがあるとして、平成16年6月8日に札幌市の立入調査を受けた。本件施設では、これを受けて同月11日に緊急職員会議が開かれ、同月29日には職員からの投書を受け付ける投書箱が設置されるなどし、以後施設として上記虐待の有無についての調査が継続して行われることとなった。

本件施設の施設長であるC(以下「C施設長」という。)は、平成16年6月30日、被上告人Bから職員の

入所者に対する暴行についての報告を受けた。C施設長は、被上告人Bに、その具体的内容を記載した文書を上記投書箱に投書するよう指示した。

平成16年7月中旬までにあった投書の中に、本件施設の介護職員であるDの入所者に対する暴行を指摘する複数人からの投書が存在した。

(3) C施設長は、平成16年7月28日、副施設長らに、虐待に関してDからの聞き取り調査を行わせ、その結果、虐待の事実を全面的に否定するDの供述を得た。しかし、それ以上に、被上告人Bのものと思われる投書の内容を指摘するなどして、具体的にDの弁解を聞くことはなかった。

C施設長は、平成16年8月11日から、担当者を決めて本件施設の全職員を対象とした個人面談を実施した。C施設長は、被上告人Bに対する面談を同月25日に実施した担当者から、Dの入所者に対する暴行の目撃状況についての報告を受けたが、同年6月30日に被上告人Bから聞いた報告内容や投書の内容と違いがあると感じてこれを不審に思った。

C施設長は、平成16年8月26日に、被上告人B同席の下で、Dに事実の有無を確認したが、同人の上記供述は変わらなかった。

上記の全職員に対する個人面談によって、被上告人B以外の複数の職員からもDの入所者に対する暴行を目撃したとの供述が得られたものの、入所者の身体に暴行のこん跡があったとの確たる記録がなかったことから、C施設長は、そのことを主たる理由として、虐待の事実はないと確信した。

(4) 株式会社丙新聞社は、被上告人らの情報提供行為等を端緒として、平成16年8月27日から同17年2月24日にかけて、本件施設における入所者に対する虐待行為等に関する各記事を、その発行する日刊新聞「丁新聞」に継続的に掲載した。

(5) 被上告人Bは、平成16年9月28日に開かれた入所者家族説明会において、Dによる虐待の事実をC施設長に申し出たことなどを話し、C施設長は、虐待を目撃した第三者がいないことなどを説明した。また、Dは、暴行行為はしていないと弁明した。

(6) C施設長らは、平成16年8月26日以降、同年12月28日までの間、被上告人らに対して、怒鳴ったり緊急職員会議に出席させなかったりするなどの多くの嫌がらせ行為を行った。また、上告人は、同年10月1日、本訴を提起し、被上告人らが本件施設において入所者に対する虐待が行われている旨の虚偽の事実について報道機関に情報提供した結果、上記各記事が掲載されたとして、被上告人らに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して1000万円の慰謝料等を支払うよう求めた。

(7) 実際には、D等の複数の介護職員が入所者への暴行行為を行っていた。

(8) 前記の札幌市の立入調査等では、最終的には、

個別の虐待事例について、行為者やその行為を証拠等により特定するには至らなかったとされた。

(9) C施設長らの前記の嫌がらせ行為や上告人の本訴の提起は、上告人の被上告人らに対する計画的な嫌がらせ行為として組織的に行われたものではなかった。

3 原審は、上記事実関係の下において次のとおり判断し、反訴請求を認容すべきものとした。

(1) 本訴の提起は、被上告人らの報道機関に対する情報提供の内容が虚偽のものであることを前提とするものであるところ、その内容はいずれも主たる部分において真実であると認められる。また、上告人は、Dから虐待の事実を全面的に否定する旨の簡略な回答を事情聴取によって得ていたものの、虐待の事実に係る投書の内容等を指摘するなどして同人から具体的に弁解を聞くことはなかったものであり、同人からのより詳しい事情聴取等当然行うべき調査を行わないまま、虐待に関する複数の供述等を合理的な根拠もなく虚偽と決め付けて、本訴の提起に及んでいる。本訴は、権利の存在につきわずかな調査をしさえすれば理由のないことを知り得たにもかかわらずこれを怠って提起されたものといえることができ、違法性が認められるから不法行為に当たる。

(2) 上告人による本訴の提起は、C施設長らによる前記嫌がらせ行為と一体として不法行為を構成し、上告人は、これによって被上告人らが被った精神的苦痛につき慰謝料の支払義務を負うところ、その慰謝料の額は、少なくとも反訴請求額の全額である各100万円である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求め得ることは、法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、訴えの提起が不法行為を構成するか否かを判断するに当たっては、いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされる。このような観点からすると、法的紛争の当事者が紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である(最高裁昭和60年(オ)第122号同63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁、最高裁平成7年(オ)第160号同11年4月22日第一小法廷判決・裁判集民事193号85頁参照)。報道により信用又は名誉が損なわれたとして救済を求める場合、訴えの提起は、

紛争解決のための数少ない手段の一つであるから、報道の自由等に配慮する必要があることは当然としても、訴えの提起が不法行為を構成するか否かを判断するに当たっては、上記のとおり、慎重な配慮をもって臨むべきである。

(2) これを本件についてみるに、前記事実関係によれば、Dの入所者に対する暴行については複数の投書や目撃供述が存在していたものの、C施設長は、簡略なものとはいえDから虐待の事実を全面的に否定する供述を得、被上告人B同席の下で、Dに事実の有無を確認するなどしたが、その供述は一貫してこれを否認するものであったほか、C施設長は、被上告人BのDが行った暴行の目撃状況についての報告内容自体にも矛盾する箇所があるように感じており、本件施設の入所者の身体に暴行のこん跡があったとの確たる記録もなく、後に公表された札幌市の調査結果においても、個別の虐待事例については証拠等により特定するには至らなかったというのである。そうすると、上告人が、特段の根拠もないまま入所者に対する虐待がなかったものと思いついたということではできず、その主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて本訴を提起したとまでは認められないといえるべきである。なお、前記事実関係によれば、本訴の提起は、被上告人らに対する計画的な嫌がらせ行為として組織的に行われたものともいえない。

以上によれば、本訴の提起は、いまだ裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、被上告人らに対する違法な行為とはいえないといえるべきである。

5 そうすると、これとは異なり、本訴の提起が不法行為になることを前提として反訴請求をすべて認容すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、反訴請求に関する部分は、破棄を免れない。そして、被上告人らの慰謝料の額につき更に審理を尽くさせるため、同部分を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官・竹内行夫，裁判官・中川了滋，裁判官・古田佑紀)